

「行政書士試験の施行に関する定め」の改正に関する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
1	<p>行政書士の職分、行政書士どんな仕事ができ、どんな仕事ができないのか（非弁行為や登記等）について、出題すべきではないか。そのため「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」として行政書士法、弁護士法72条（非弁行為）を明記すべきである。行政書士試験は、基礎的な法知識や行政法について良問によって力量をはかっているものの、どんな仕事ができ、できないのかについて受験段階での学びがないので、過度に受験生が期待しているところがあると思われる。試験自体も難化しており、行政書士のできる仕事に比して、難しすぎないか等、不断の検討が求められる。</p>	<p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正や行政手続の複雑化やデジタル化への対応等、行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の弁護士法第72条を出題範囲に加える等更なる試験内容の見直しについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。なお、ご指摘の業際問題の知識については「行政書士法」の出題範囲に含まれるものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
2	<p>行政書士会では相続への関心が強いのですが、相続をやりたがるくせに司法書士ほどは相続に関してはそこまで詳しく出題されません（養子とか特別寄与分とか生前贈与の受戻しとかはできません）。また、法務への関心が強いのに民事訴訟法関係の出題が一切されません。これでは相続や法務をやるのに必要な知識が担保されず、大きな被害が生まれかねないので、相続についてはもっと詳しく出題し、民事訴訟法や民事執行法、民事保全法も範囲に含めてほしいです。</p> <p>なお、地方では司法書士と行政書士を兼務してる人が多いのですが、試験内容がかぶる部分があるし、入会金や会費の面でも結構きついです。将来的には行政書士試験で、登記法や民事保全、民事執行法、供託法も出題の対象に加え、司法書士会と行政書士会の統合も視野に入れてほしいです</p>	<p>行政書士が業として扱う手続等の範囲は幅広く、個別業務に必要な専門知識について行政書士試験で網羅することは現実的ではないことから、資格を得、行政書士登録した後に、日本行政書士会連合会において行っている研修の受講等により常に専門性を備えておくべきものと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p> <p>なお、司法書士会と行政書士会の統合は、今回の改正案に直接関係するものではないため、回答を控えさせていただきます。</p>	無
3	<p>制度変更については概ね賛成しますが、行政書士試験において行政書士法等が出題されていたのはかなり古い時代であり、当時の出題がどのようなものだったのかという点はいわゆる古本等でなければ確認することができないところ、法律系資格の性質上、これらのいわゆる「テキスト・問題集」では何ら現行触れられていないことから、最低限の説明として、数問のサンプル問題を（今後、試験センター等を通じて）供することが混乱を招かず（例えば、行政書士法の詳細を定める「行政書士法施行規則」についても出題を想定しているのかどうか等）、R5の駆け込み受験が「過度に」なることなく（換言すれば、一定の情報を与えることで、R5以前と改正後のR6以降の受験において、著しく学習環境に差がでないようにすること）なることを望みます。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>行政書士法施行規則が出題範囲に含まれるかについては、平成17年の前回改正においては「行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。したがって、同規則も含まれるものです。</p> <p>また、各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものであり、サンプル問題の提示についても同センターにおいて検討が行われるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
4	<p>「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」はなぜ「行政書士の業務に関し必要な法令等」ではなく「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」なのか。例に挙げられている行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法が、前者として出題される場合と後者として出題される場合で、出題形式以外に明確な違いはあるのか。平成17年の見直し時のパブリックコメントの際に総務省の考え方として「行政書士の業務に関連する一般知識等科目において、例えば法令の解釈等法令に関する思考力を問うことを主眼とした出題はできないものと考えます」とされていたが、この考え方は「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」においても維持されると考えてよいのか。</p> <p>現行の「政治・経済・社会」は出題範囲が不明確であり、実際試験での出題テーマが分散しすぎている。「行政書士の業務に関連する一般知識等」に合格基準が設定されている制度の下で、「政治・経済・社会」の試験対策が困難であることが優秀な受験生が行政書士になる道を狭める要因となっていないか。新たな「一般知識」は出題範囲がより不明確であり、試験科目として適切であるとは思えない。「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」については、試験範囲がある程度明確な「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」「情報通信・個人情報保護」及び「文章理解」とし、「一般知識」を廃止することを要望する。</p>	<p>改正案の「基礎知識」は、「一般知識」、「行政書士法等行政書士の業務に必要な諸法令」、「情報通信・個人情報保護」及び「文章理解」で構成されますが、この内容及び出題の範囲は、現行の「一般知識等」と異なるものではありません。</p> <p>従って、平成17年の前回改正時のパブリックコメントで示した「『行政書士の業務に関連する一般知識等』科目において、例えば法令の解釈等法令に関する思考力を問うことを主眼とした出題はできない」との考え方も維持されるものです。</p> <p>また、「一般知識」の廃止に関するご意見については、行政書士が行政書士法に基づいて適切に業を行っていくためには、幅広い識見及び一般知識を備えている必要があると考えており、「一般知識」の出題を廃止する予定はありません。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
5	<p>試験科目に行政書士法が出題されるのは賛成です。そして、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令に、行政書士倫理や業務に関しても出題して頂きたいです。昨今の行政書士試験合格者と接すると、行政書士業務を行う上での行政書士法や倫理、そして業務についての知識が全くないことが多いからです。行政書士法の目的である「国民の権利利益の実現に資する」ためには、行政書士としての最低限の知識を試験科目として出題して頂きたいと考えます。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
6	<p>昭和二十六年法律第四号) 第三条第一項の規定に基づき、行政書士試験の施行に関する定め(平成十一年自治省告示第二百五十号)の一部を次のように改正する</p> <p>以下に意見申します。</p> <p>改正前後の文言を読む限り、一般知識とされている出題範囲を行政書士に関し必要な基礎知識と変更し範囲を明記した点は、高く評価できます。他方、密接に関する諸法令とは、どの法を意味しているのか多義的に捉えられ、試験対策をするにあたって対象を絞りづらい点は、改正前と相変わらず、ととれます。ですので、ここは思い切って、試験範囲の法令や制度を明確にし、受験生へ業務の関心を向けるようにすべきではなかろうか。</p> <p>加えて、行政手続きのデジタル化に関してから記述で一問設けて、受験生へ今後の布石を打つべきだと考える。</p> <p>以上</p>	<p>平成17年の前回改正においては、「行政書士法(行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされうるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。</p> <p>また、ご提案の行政手続きのデジタル化について記述問題を設けることを含む更なる試験の見直しについては、各方面からの意見も踏まえ検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	<p>無</p>
7	<p>行政書士法を問題に入れるべき。現行は行政書士法を知らずして、行政書士になれるため。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
8	<p>意見1 試験科目の規定は第1号は法令、第2号が行政書士の業務に関連する一般知識等と言う形で分けて規定されており、今般今般改正で組み込まれる「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」は試験科目第二第1号に規定すべきものだと思います。また「行政書士の業務に関し必要な法令等」との違いがあるとは見えません。この事から法令に関する試験科目に関しては「行政書士の業務に関し必要な法令等(憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題することとし、法令については、試験を実施する日の属する年度の4月1日現在施行されている法令に関して出題するものとする。)」などのように試験科目第一を改正すべきと思われます。</p> <p>意見2 行政書士による他士業業務への無理解から業際違反の問題事例が多く、実際に裁判となっている例や懲戒事案なども多く見られています。このため行政書士であっても制限されている業務に対し理解が少なく問題がある現状からみると試験科目に行政書士法を明確に入れることは望ましいと思います。また戸籍法、住民基本台帳法についても不正事案もあり特に職務上請求を利用する専門職能としては不正利用は問題となる行為です。試験が実務家登用試験の側面が薄いことから、少なくともこれら科目は必須といえ、「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」などのくりではなく明記すべきです。</p> <p>意見3 今回の改正は現行試験の内容及び出題範囲を変更するものではないとのことですが、行政書士の業務は多岐にわたり特に許認可業務に関して必要となる根拠法の知識を試験では問われないのは許認可手続きの専門家として行政書士に求められている能力担保と実態が合っていないと思われれます。今般の改正理由には「住民ニーズの多様化に伴う行政手続の複雑化やデジタル社会の進展に伴う行政手続のデジタル化への対応、災害時の被災者への支援、新型コロナウイルス感染症対策における各種給付金申請への支援、ウクライナ難民をはじめとした在留外国人への在留手続の支援等、行政書士に期待される役割が広がっている。」とあげられており、行政書士法だけではなく少なくとも行政書士が多く行っている業務(建設業法、農地法、入管関係法令など)に関する法令も出題する方向での改正としていただきたい。</p>	<p>ご意見1及びご意見3について 今回の改正は、行政書士法の累次の改正や行政手続の複雑化やデジタル化への対応等、行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の行政書士法等を試験科目の第一に位置づけることや「建設業法」等を「諸法令」に位置づける等の更なる試験の見直しについては、まずは本改正における効果等を踏まえ、また、各方面からの意見も踏まえ検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>ご意見2について 平成17年の前回改正においては、「行政書士法(行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされうるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。従って、戸籍法、住民基本台帳法は出題範囲に含むものです。</p>	<p>無</p>

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
9	<p>行政書士試験も社会保険労務士や司法書士と同様に、試験時間を午前と午後に分けてほしいと思います。特に、行政書士は、上記士業と異なり登録前の研修がないことから、わずか3時間の試験で資格を得られることとなり、他の士業と比べてハードルが低いと感じます。</p> <p>なお、午前が択一式で午後が記述式などとすると、答案の回収がしやすいと考えられます。</p> <p>また、「商法は捨て問」などと言われて、商法について全く勉強経験がない者でも行政書士になりうる点は問題であると思います。</p> <p>そこで、主要法律科目である憲法、民法、行政法、商法については、基準点も設けるべきであると考えます。</p> <p>以上、よろしくをお願いします。</p>	<p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正や行政手続の複雑化やデジタル化への対応等、行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の「試験時間」や「基準点」等を含む更なる試験内容の見直しについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
10	<p>行政書士試験に関しては一般知識の出題に問題があります。</p> <p>実際の行政書士業務から大きく外れておりクイズのような、とんでもない問題が毎年多くみられます。そのような知識を知って何の得があるのか理解できません。</p> <p>試験委員の学者の専門知識を披露するような問題ではなく「行政書士法」を試験範囲に入れるべきです。</p> <p>それに加え戸籍法・住民基本台帳法等、実際に業務を行う時に必要となる個別法も試験範囲に入れる事を強く望みます。</p> <p>今の試験制度では試験に受かっただけで実際の業務と直結しておらず業務についてもよく分からないまま業務を行っている行政書士も多いと思います。</p>	<p>各試験科目における具体的な出題内容等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p> <p>「戸籍法」や「住民基本台帳法」を試験範囲に入れるべきとのご指摘については、平成17年の前回改正においては「行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされうるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。したがって、いずれも出題範囲に含むものです。</p>	無
11	<p>一般知識の政治経済社会や文書理解を廃止し、より実務に直結した内容にしたほうが良いかと思われまます。また、会社法ですが司法書士レベルであり行政書士試験の受験者には難易度が高すぎるかと思ひます。</p>	<p>行政書士が行政書士法に基づいて適切に業を行っていくためには、幅広い識見及び一般知識を備えている必要があると考えており、「一般知識」等の出題を廃止する予定はありません。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
12	<p>行政書士の業務内容として、もはや手書き業務はほとんど発生しておらず、おおむねPCによる作業が中心となっている。</p> <p>そのため、情報通信に関する出題を最低でも「2問以上」とした方が良いと思う。</p> <p>そのうえで、応用情報技術者試験等、情報処理技術者試験のレベル3以上の資格を持つ者には、中小企業診断士や弁理士同様に「科目免除」を与える仕組みも導入し、受験に対するハードルを下げて良いと思う。</p> <p>また、そのためには試験を午前と午後、あるいは科目別等に分ける必要が出てくるが、例えば一般教養+文章理解+情報通信を午後1つにまとめることで、次回より「午後の科目を免除」となる仕組みを作るのも良いと思う。</p>	<p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p> <p>ご提案の特定の資格を持つ者に対し「科目免除」を導入する等の更なる試験の見直しについては、各方面からの意見も踏まえ検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
13	<p>私は行政書士法など行政書士の実務に係る法律を行政書士試験に出題することに賛成します。</p> <p>理由としては、以下の二点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政書士のための試験に行政書士法は出題すべきと感じたから。 ・一般知識はいわば「クイズ」の様相を呈していたから。 <p>最初の項目である行政書士試験に行政書士法が含まれていなかったことが含まれるようになったことは受験生にとってもより受験する目的に合致するものであると感じています。</p> <p>将来的には法令科目に導入してもいいのではないのでしょうか。</p> <p>二番目の項目である一般知識が「クイズ」の様相を呈していることについては、過去の問題では一般知識であるかどうか疑わしい出題もなされたこともあり、法令科目を拡充し、一般知識問題は縮小、または60問である現行の問題数を増加させることも検討してもいいのではないかと考えております。</p> <p>以上の点をご考慮の上、行政書士試験をより良いものにすることを期待しております。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>行政書士法を試験科目第一に位置づけること等の更なる試験の見直しについては、本改正における効果等を踏まえ、各方面からの意見も踏まえ検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
14	<p>昭和二十六年法律第四号) 第三条第一項の規定に基づき、行政書士試験の施行に関する定め(平成十一年自治省告示第二百五十号)の一部を次のように改正する</p> <p>以下に意見申します。</p> <p>改正前後の文言を読む限り、一般知識とされている出題範囲を行政書士に関し必要な基礎知識と変更し範囲を明記した点は、高く評価できます。他方、密接に関する諸法令とは、どの法を意味しているのか多義的に捉えられ、試験対策をするにあたって対象を絞りづらい点は、改正前と相変わらず、ともとれます。ですので、ここは思い切って、試験範囲の法令や制度を明確にし、受験生へ具体的な業務の関心を向けるようにすべきである。</p> <p>加えて、行政手続きのデジタル化に関してから記述で一間設けて、行政手続きの利便性を周知させて、受験生へ今後の布石を投じるべきだと考える。</p> <p>以上</p>	<p>平成17年の前回改正においては、「行政書士法(行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされうるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。</p> <p>また、ご提案の行政手続きのデジタル化について記述問題を設けることを含む更なる試験の見直しについては、各方面からの意見も踏まえ検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
15	<p>必要な基礎知識(一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題することとし～)とありますが、</p> <p>行政書士法が試験科目になることは、実務家としてやっていく上でも必要な知識であり、とても良いことだと感じます。ただ【行政書士法等、行政書士業務と密接に関連する諸法令】とすると、幅が広すぎるように感じます。現状でも一般知識の幅広さが受験生の勉強を困難にさせているので、せめて何の法令なのか確定させていただくとよろしいのではないかと存じます。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>平成17年の前回改正においては、「行政書士法(行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされうるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。</p>	無
16	<p>行政書士試験が簡単すぎるという意見が多くみられ合格率が高すぎると思う</p>	<p>各試験科目における具体的な出題内容や難易度など試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
17	<p>行政書士試験の出題科目改正に賛成します。戸籍法や住民基本台帳法といった実務に関連する科目や行政書士法を試験の必須科目とすれば、法令を知らないまま開業後懲戒処分を受けることが防がれ、ひいては国民と行政を結ぶ行政手続きの専門家として良いと思います。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p>	無
18	<p>行政書士法を出題範囲に明記すること、大賛成です。自分もそうですが、これまでは行政書士試験合格して行政書士登録した後にしか行政書士法を確認しなかった人も多かったと思います。今考えるとありえないことです。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p>	無
19	<p>今回の改正について、行政書士の業務に必要な諸法令(行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法等)を一題以上出題することを規定した事について賛成である。理由としては現行の行政書士試験ではこれらの法令が出題がないが、他資格の試験ではその資格の業務に必要な諸法令の出題がある点から見て不可解である事は否めなかったし、試験に合格してから自己若しくは研修等で学ぶのも良いとは思いますが試験を受験する段階である程度の素地を持っておく事は大切だと思ったので。一つ要望する事として実務的な要素が強いものではなく、基本的理解を問う問題作成に留意頂けると幸いです。過去の問題で実務的な要素が強く、受験生にとって解答するのが難しい内容のものが見受けられたので敢えて要望させて頂いた次第である。上記事情をご賢察の程宜しくお願い致します。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
20	<p>行政書士試験受験生です。改正に伴い、特に行政書士法が科目として復活する点については賛同いたします。ただ、それ以外の関係法令については明確ではなく、試験に臨む者の努力する範囲が広すぎるように思います。出題する関係法令について公表すべきと意見します。</p> <p>また出題数に関しても法令ごとに決めたいので、公表してよいのではと意見します。行政書士は仕事が多岐に渡るため、行政書士法以外の基礎知識的な法令も数多くなりますので、どの法令を何問出題するのかは予め公表すべきと意見します。</p>	<p>平成17年の前回改正においては、「行政書士法(行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされうるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への 反映の有無
21	<p>1. 行政書士法を試験科目に含めることは賛成です。</p> <p>2. 行政書士業務と密接に関連する諸法令について、刑法を含めるべきです。特に文書偽造の罪は、行政書士が文書作成に業務上関わり密接に関連することから必須の知識です。また、補助金申請を業務として取り扱う行政書士もいる中、詐欺事件に巻き込まれる可能性が高いことを考慮すると、詐欺罪を含めた財産に関する罪についても業務に密接に関連することから試験科目として含めるべきです。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご提案の「刑法」を出題範囲とすること等の更なる試験の見直しについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
22	<p>行政書士試験が実務内容と大きくかけ離れていることから 行政書士法及び関連する科目から出題をいただくのは大賛成です</p> <p>昨今、行政書士の取り扱う法令や許認可が増加傾向にありますので 新しく制定された法律科目や新しく発生した市場向けなどで出題を図る⇒合格後の実務にもつながりやすくなるといった効果も期待できると思います</p> <p>イメージとしては社会保険労務士試験の労働一般法令科目のように 行政書士業務範囲内の各種諸法令及び話題になっており国民の生活に密着する分野で他の士業での試験には出ない分野 (入管法改正・ドローン関連・アミューズメントカジノに関する風営法の問題・墓じまいに関する法令等)をある程度のボリュームを取って 出題をはかる。。。といった形も効果的だとも思います</p> <p>そして司法書士試験などとは被る分野を減らし(試験の独自性が出ないため)、難易度をあげていくことで 行政書士としての資質の担保を現在に合った形で試す試験にしてほしいです</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>また、各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
23	<p>基本的に、行政書士試験の内容は、全て法律科目にすべきだと思います。</p> <p>情報通信、個人情報保護、文章理解と言った科目の重要性は、分かります。</p> <p>しかし、情報通信については、他の士業にとっても、同じ様に大切ですが、科目として出題されていません。</p> <p>また、個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律が定められているので、法律科目として出題するべきです。</p> <p>そして、文章理解ですが、そもそも法律科目の出題文章を読む能力が無ければ、法令科目の択一・記述の問いに、解答できないはずですので、文章理解の問題を別途、出題する必要性は低い、と思われま</p> <p>これからの時代は、国民と行政の橋渡しをする重要性が、ますます高まっています。</p> <p>ITやAI技術の発達により、国民は一定の知識を持って、行政の窓口に来られることが予測されます。</p> <p>しかし、ITやAIが国民に教える内容は、重要な部分で間違っているケースも、かなり散見されているのが、実情です。</p> <p>そこで、行政書士法第1条の目的を果たすために、一般の国民が触れることの少ない、「法律」の知識を行政書士は、しっかりと学ばなければ、ならないと思います。</p> <p>不正確でも相当な知識を持つようになった国民に、今までより、役立てる存在になるため、行政書士試験の科目は法律科目のみ、となります様に、お願い申し上げます。</p>	<p>行政書士が行政書士法に基づいて適切に業を行っていくためには、幅広い識見及び一般知識を備えている必要があると考えており、「一般知識」等は必要な問題と考えています。</p> <p>従って、試験科目を全て法律科目とすることは考えていません。</p> <p>ご提案の個人情報保護を試験科目第一に位置づけること等の更なる試験の見直しについては、本改正における効果等を踏まえ、各方面からの意見も踏まえ検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正や研修内容の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
24	<p>行政書士試験の出題内容は、より行政機関に対する許認可手続に特化したものにするべきである。具体的には、実務的にニーズの大きいと思われる建設業法、農地法、都市計画法等の許認可に関する手続の知識を幅広く問うものでなければならぬと考える。然るに、現在の出題内容は、法律科目の一般的抽象的な知識を問うにとどまり、試験合格後に実務の場で最低限求められるであろう許認可手続の知識を学ぶ機会ほとんど与えられていないのである。</p> <p>また、士業としての最低限の倫理観の保持の観点から、行政書士法の出題を必須とし、特に業務を行ってない事件についての出題を重点的に行うべきである。行政書士については、他士業からの業際違反の苦情が多く寄せられている不名誉な現状がある。行政書士試験の受験の段階で、受験生に業際問題について学習することを促すことにより、合格後の実務の場において、法令遵守の意識付けの一步に繋がるものとする。</p> <p>上記のような現状に鑑みれば、行政書士試験は、許認可手続の専門家の養成という役割を十分に果たしきれていないと言わざるを得ない。このことが、自らの業務の本来の役割を理解せず、ひいては他士業の業際を侵害することすら是とする者を生み出し、消費者の生活に悪影響を及ぼしている。これによって行政書士の士業としての価値が毀損されることを遺憾とする。</p>	<p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正や行政手続の複雑化やデジタル化への対応等、行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の試験科目を建設業法等許認可手続に特化したものにする等の更なる試験内容の見直しについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。なお、ご指摘の業際問題の知識については「行政書士法」の出題範囲に含まれるものと考えます。</p> <p>また、各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への 反映の有無
25	概ね賛成である。これまでの試験では行政書士法に関してほとんど出題されてこなかったため、行政書士が何者なのかをきちんと知ることなく受験している人もいたのではないかと思われる。これから行政書士になろうとする人が行政書士法について学ぶことは、受験をする前に行政書士の仕事内容や社会的責任などを理解する機会となり、より志の高い人が、より多く受験するようになることが期待できる。	総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。	無
26	私は、行政書士試験に合格はしましたが、行政書士としての活動は現時点では行っておりません。ただし、行政書士法が試験項目に追加されることに対して、肯定的な意見を述べたいと思います。行政書士試験において行政書士法が試験項目に含まれることは、資格保持者としての責任と専門性の向上を促進する重要な変更です。行政書士法は、行政手続きや法的手続きに関連する法令であり、行政書士としての業務に直結した規定を含んでいます。試験内容の改正によって、受験者は行政書士法に関する知識や理解を深める機会を得ることができます。これによって、行政書士の専門性や資格保持者の信頼性が向上し、より適切かつ高品質なサービスを提供できることが期待されます。私は、行政書士試験に合格したことにより、行政書士法に基づく業務の重要性を認識しています。将来的に行政書士としての活動を行うかどうかは現時点では未定ですが、行政書士資格を保持していることは誇りに思っています。行政書士法が試験項目に追加されることは、資格保持者の知識の充実と行政書士業界の発展に寄与するものと考えています。試験改正によって、行政書士資格の信頼性と専門性が一層高まることを期待し、行政書士法的重要性に対する認識を深めていきたいと思っています。以上の理由から、行政書士試験の改正における行政書士法の試験項目追加には、私と同様の状況の資格保持者として、支持と歓迎の意を表明いたします。	総務省案に賛成のご意見として承ります。	無
27	とくにSNS上では、他士業者をおおる行為や品位を欠いた飲酒中の動画の発信、過激な言動など、行政書士法や行政書士倫理を理解しているとは到底思えない、行政書士による見苦しい投稿が散見されます。テレビ画面や発行物の表紙を撮影した画像を使用するなど、著作権侵害行為を行う行政書士も数多くいます。その理由は、行政書士法や行政書士倫理の遵守が徹底されていないことにあると思います。行政書士試験に行政書士法や行政書士倫理の問題を盛り込んで周知を図り、行政書士登録後は違反行為を厳しく取り締まる必要があると考えています。	本改正により、行政書士法を含む行政書士業務と密接に関連する諸法令の知識を問う問題が毎年1題以上出題されることとしており、ご指摘の行政書士倫理に関する知識（行政書士法第四章ほか）は出題範囲に位置づけられています。 併せて、行政書士が国民の権利義務に関わる重要な書類の作成を業務とすることを踏まえ、登録・入会後の研修等によってその高い倫理意識、規範意識を常に備えておくべきものと考えています。 行政書士登録後の違反行為の取り締まりについては、今回の改正案に直接関係するものではないため、回答を控えさせていただきます。	無
28	昨今の行政書士業務にかんがみると、現行の試験問題では行政書士業務を行う上で最低限必要な知識を判定する試験としては妥当ではないと感じていました。一番の理由は行政書士になるための試験なのに行政書士法を知らないまま実務に出ることが危険極まりないからです。二つ目の理由としては、法令科目の出来が良くなくても一般知識等で12～13問正解できれば試験合格が容易に可能になることも問題だと感じていました。行政書士試験は法律系の資格試験である以上、あくまでも法令知識に重きを置くべき資格試験だと考えています。ゆえに、法令択一でも一般知識等と同様に最低25問以上の正解が必要となるような基準点を設定すべきだと考えます。これまで「行政書士の業務に関連する一般知識等」では、あまりにも行政書士業務と関係のない問題が過去には再三出題されており、一般知識等で6問以上の正解をクリアすることは相当の確率で運に左右される試験だと感じていました。しかし、今回の改正案では政治経済社会の文言が削除されて行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法等が試験科目に入ることが明記されるということで非常に良い改正案だと考えており、改正案には賛成であります。	総務省案に賛成のご意見として承ります。	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
29	<p>行政書士試験についての意見を述べさせていただきます。私は会社員時代に海外駐在をしたり外国人と関連する仕事をやってきて現在は防衛省傘下の組織で働いております。その関係で在留外国人への在留手続きの支援等をしたと考えております関係上、行政書士の学習をしておりますが法律についてはこれまで深く勉強しこなかったのが過去問等を見ても大変難しく感じており特に民法をはじめとする法律科目や記述問題は大変難儀しています。在留外国人への在留手続きの支援をしたいと考えている方は多くがこの法律関係の難易度の壁を超えることが出来ないで途中で多くの方が諦めるケースが多いと思います。</p> <p>行政書士の許認可等の仕事の場合は従来型の試験内容でもある程度はいいのかと思いますが、国際業務については同じ行政書士という枠の中に組み込まれているので相当の方が国際業務に取り組みたいと考えているにも関わらず行政書士試験自体の難易度が高く結果として適性があっても多くの方が国際業務のお手伝いをする機会を失っていると思います。行政書士試験は10%前後の合格率なので国際業務を希望している人は相当に厳しい状況下に置かれていると思われます。出来得るならば、英語やその他の言語の科目や海外に関する科目があると大変助かります。国際業務希望者でかつ合格したらすぐにでも活動したいという受験生には特別枠があればさらにいいと思います。そのことが多様化する住民のニーズに応えられると考えます。宜しく願いいたします。</p>	<p>「官公署」に提出する書類等の作成を業とする行政書士の国家資格の付与にあたり必要な知識及び能力を問う行政書士試験において、「英語やその他の言語の科目」や「特別枠」を設けること等については、現時点で考えておりません。</p>	無
30	<p>1. 第三 試験の方法につき、「関連する一般知識等」から「必要な基礎知識」への改正としているが、現状、国民が行政書士に法律家としての高度な専門性及び基礎知識以上の専門知識を要求されている実態を勘案すると、基礎ではなく「必要な専門知識」とするのが相当である。</p> <p>2. 第二 二の「文章理解」についても、上記の理由から「高度な文章理解」とするのが相当である。</p> <p>行政書士試験は司法書士試験のように実務能力を測る試験となっておらず、また、司法試験のように合格後一定期間の修習を経ずとも即登録し開業することができることから、試験の段階で最低限の担保は必要である。よって、行政書士業務に関し必要な周辺問題といえども、基礎問題であってはならないと考える。</p>	<p>行政書士が行政書士法に基づいて適切に業を行っていくためには、幅広い識見及び一般知識を備えている必要があると考えており、「一般知識」等の出題を廃止する予定はありません。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
31	同意する。	総務省案に賛成のご意見として承ります。	無
32	行政書士法その他関連法について必ず出題されるようにするのは賛成です。しかし、行政書士法は行政法の一つですので、出題数が少ない基礎知識分野で出題するのではなく、法令知識分野で出題するべきだと思います。また、文章理解はあまりにも簡単過ぎ、基礎知識分野のハードルを著しく下げてしまっています。文章理解力は法令知識分野の判例問題等で問えば良く、基礎知識分野から文章理解は削除すべきと考えます。	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正等により行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も含め検討を行ったものです。</p> <p>行政書士法等を試験科目第一に位置づけること等の更なる試験の見直しについては、本改正における効果等を踏まえ、各方面からの意見も踏まえ検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への 反映の有無
33	<p>今回の改正については、概ね賛成である。 ただし、「行政書士の業務に関する基礎知識」については、「個人情報保護法」「行政書士法」「戸籍法」「住民基本台帳法」を中心として、業務に関連する「法令」からの出題、行政手続のデジタル化に対応するために必要な知識を問う「情報通信」に限定すべきである。</p> <p>なお、「文章理解」の問題は、行政書士としての適格性を有するかの試験としては不要である。 また、「政治・経済・社会」の分野は、近年は質の低い出題が多く、令和4年問題50の「郵便局に関する問題（コンビニとどちらが多いか、農産物を販売できるか、ATMで硬貨を扱う場合の手数料はかかるか）」、問題52の「森林・林業に関する問題（日本と中国の森林率の比較）」など、行政書士の業務とはおよそ関係がない。 中には、平成29年の「問題53（山崎豊子の作品を選ぶ問題）」など、試験委員の個人的な趣味としか考えられない、「ふざけているのではないか」とさえ思える出題もある。</p> <p>試験委員に大きな出題の裁量を与える「政治・経済・社会」という分野は、行政書士試験としてふさわしくない出題となる危険があり、このような出題は受験生のモチベーションを下げ、行政書士試験研究センターの信用を失墜することにもつながりかねないものである。よって、出題をするべきではないと考える。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご提案の更なる試験の見直しについては、まずは本改正における効果等を踏まえ、また、各方面からの意見も踏まえ検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p> <p>また、各試験科目における具体的な出題内容等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
34	<p>1. 合格・登録後の実務との関係を考えて、改正の趣旨については賛成できる。ただ、改正後も「政治・経済・社会」から出題されうる旨が示されているが、この分野からの出題自体、他士業の試験にはないものであり、行政書士となるための試験で出題する意味がどこまであるのか疑問を抱かざるをえないような問題も散見される。「政治・経済・社会」からの出題を全面的に廃止し、行政書士業務と密接に関連する諸法令の出題割合を大幅に増やすべきであると考えます。</p> <p>2. 司法試験はCBTを導入することが報道されているが、行政書士試験においては検討されているか。出題問題の分野に関することのみならず、試験の実施回数やデジタル化を踏まえた試験実施のあり方についても検討を進めるべきではないだろうか。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p> <p>行政書士試験におけるCBTについては、他士業試験の動向等を踏まえ、今後検討していくべき課題と認識しておりますが、現時点で導入の予定はありません。</p>	無
35	行政書士法といった安易に対策ができる問題に偏らず、倫理性を問うような問題になるように工夫すべきと考えます。	各試験科目における具体的な出題内容等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
36	<p>・該当箇所 改正後 第二 試験科目 二 業務に関し必要な基礎知識 「意見」 良い改正と思います。 法令による独占業務を認められた資格者を選抜する国家試験として、「業務に関し必要」な知識に限定して出題するのは当然であり、そうでないものを出题するのは適切でない、と思います。 この点、改正前の「業務に関連する」という観点では、出題範囲が際限なく広がってしまうおそれがあったと考えます。</p> <p>・該当箇所 改正後 第二 試験科目 二 括弧内 行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令 「意見」 行政書士法が明記されたのは良いと思います。 令和5年8月31日より、登録された行政書士に一般倫理研修の受講が義務付けられたところですが、そこでも行政書士法は当然学びます。 が「業務に関し必要な基礎知識」だからこそ、本当は試験の段階で出題し、その知識の有無を問うのが望ましく、合格・登録後に研修で扱うから問題なしとするべきではない、と思います。</p> <p>・該当箇所 改正後 第二 試験科目 二 括弧内（一般知識、意見 1 ここでいう一般知識とは、一般人が知っている知識、という意味でしょうか。 それとも、行政書士（法の専門家）として、一般的に知っておくべき知識、という意味でしょうか。 法令により独占業務を認められた資格者を選抜する国家試験である以上は、後者の意味であるべきであり、それを踏まえた作問をしていただきたく存じます。</p> <p>意見 2 改正前は「行政書士の業務に関連する」一般知識等、と限定されていましたが、改正後はその限定が外れ、単なる「一般知識」となっています。 これにより出題範囲が際限なく広がることのないよう作問していただきたく存じます。</p> <p>・該当箇所 改正後 第二 試験科目 二 括弧内 試験を実施する日の属する年度の四月一日現在施行されている法令に関して出題するものとする。 意見 試験実施に当たっては、状況に応じ柔軟な運用をお願いしたいです。 平成18年度は、5月1日から施行される会社法を出題するため、各種法律系国家試験では、例外的に5月1日を基準日として試験が実施されたようです。 このようなケースが今後も考えられますので。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご質問の「一般知識」の意味については、行政書士試験が、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力を問うもの（行政書士法第三条第一項）であることによりご理解ください。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p> <p>なお、ご指摘の法施行日が四月一日より後の法令については、当該年度の行政書士試験に出題することはできません。</p>	無
37	<p>一般知識の範囲が広すぎて、試験ではなくなっています。 実務家を登用する試験として、政治、経済、社会の出題する趣旨が不明です。</p>	<p>行政書士が行政書士法に基づいて適切に業を行っていくためには、幅広い識見及び一般知識を備えている必要があると考えており、「一般知識」等は必要な問題と考えています。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
38	<p>今回の改正で、 現行試験において「一般知識等」の範囲内で出題しようとしていた行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法等行政書士の業務に必要な諸法令を 「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」とし、「一般知識」、「情報通信・個人情報保護」及び「文章理解」とともにそれぞれの分野から一題以上出題することを規定する。 とされています。</p> <p>別紙2の改正概要では、 「ウクライナ難民をはじめとした在留外国人への在留手続の支援等」を改正の理由に挙げています。 であるならば、行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法だけでなく、 出入国管理及び難民認定法もまた行政書士業務と密接に関連する諸法令として列記すべきだと思いますが、いかがでしょうか？</p>	<p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正等により行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も含め検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の「出入国管理及び難民認定法」を出題範囲とすること等の更なる試験の見直しについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
39	<p>行政書士に求められる能力が高まっている昨今の状況を受け、政治・経済などの一般知識以上に、その士業に直接関係する法律の学習について行政書士試験の段階で取り組むことは必要であると考えます。つきましては、今回の改正には賛成の意見を提出させていただきます。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
40	<p>1 該当箇所「第二 試験科目 二」の改正案 (1) 行政書士法が出題されることは、合格後即登録のできる行政書士制度の特徴から、非常に大切なことであり、賛成である。 (2) 行政書士業務と密接に関連する諸法令については、業際も業務遂行上重要であることから、弁護士法、司法書士法などの他士業法も含まれるものとするべきと考える。</p> <p>2 該当箇所「第三 試験の方法 二」の改正案 ・ 問題数についても改正をすべきである。具体的には、行政法と民法の択一式及び記述式の出題数をそれぞれの多いほうの問題数に合わせてともに、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」についても出題数を増やすべきである。</p> <p>3 該当箇所「第三 試験の方法 三」の改正案 ・ 実際には択一式には5肢択一式及び多肢選択式が含まれるが、この点を明確にするために、「出題の形式については、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式及び記述式とし、行政書士の業務に関し必要な基礎知識は択一式とする」を「出題の形式については、行政書士の業務に関し必要な法令等は5肢択一式、多肢選択式及び記述式とし、行政書士の業務に関し必要な基礎知識は5肢択一式とする」とすべきである。</p>	<p>1 (1) について 総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>1 (2) ～3 について 今回の改正は、行政書士法の累次の改正等により行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も含め検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の「弁護士法」等を出題範囲とすることや「出題数」のあり方等の更なる試験の見直しについては、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
41	<p>行政書士の受験を予定してるので、急に試験内容を変更するのは困ります。 変更するなら、数年対策時間を考えてから、変更して欲しいです。 でも、いつも一般知識でも、ふるさと納税など、法律系の問題も出てるので、公に変更する必要もないと思います。 だから、私は、今まで通りの試験内容で、足りると考えています。 変更は、しないで欲しいです！</p>	<p>新試験の開始時期のご指摘については、現行試験において「一般知識等」の範囲内で出題しようとしていた行政書士法等行政書士の業務に必要な諸法令の知識を、「一般知識」、「情報通信・個人情報保護」及び「文章理解」とともにそれぞれの分野から毎年一題以上出題することを規定するものです。</p> <p>今回の改正は、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものであり、現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではないことから、令和6年の行政書士試験から適用することとしています。</p>	無
42	<p>今回の改正に賛成します。 ただし、明確に行政書士法を出題すると明記して欲しいと思います。 行政書士として開業するのに行政書士法は必須であるべきでしょう。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正等により行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も含め検討を行ったものです。</p> <p>行政書士法を必ず出題すると明記することについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
43	<p>・ 現在、行政書士試験の合格点は絶対的評価の180点で、合格者を総受験者数の10%ぐらいに保っている。これは行政書士試験制作者にとってはかなりの負担になっており、これによって合格者を調整するために、本来試験問題として大事な出すべきものを出さず、訳の分からない試験問題を出して受験者を苦しませていると思われる。これらのことを解決する方法としては行政書士試験の合格点を絶対的評価の180点から相対的評価にすれば良いと思う。例えば相対的評価は全受験生の中から上位8%から10%までを合格とすることだ。これにより行政書士試験制作者はそこまで負担を感じずにより良い試験問題を作成することができるだろう。</p> <p>・ ここ最近、行政書士業界では行政書士の仕事ができる範囲を商業登記もできるように活動していることを聞いたことがある。ただし、現在の行政書士試験で出題される会社法のレベルで商業登記が仕事としてできるようになることは若干、不安がある。そこで解決策としては現在の行政書士試験で出題される一般教養のところを廃止してそこを全部、会社法や商業登記法の問題とその記述（択一と記述両方とも司法書士試験レベル）を出すべきだと思う。私は過去に行政書士試験を受験して合格したが、未だに一般教養の試験問題は重要だったかと思うと甚だ疑問である。</p> <p>以上です。</p>	<p>ご指摘の相対的評価により合格者を決定することについては、行政書士試験は、行政書士に必要な知識及び能力を確認するものであり、採用は考えておりません。</p> <p>行政書士が行政書士法に基づいて適切に業を行っていくためには、幅広い識見及び一般知識を備えている必要があると考えており、「一般知識」の出題を廃止する予定はありません。</p> <p>なお、行政書士が業として扱う手続等の範囲は幅広く、個別業務に必要な専門知識について行政書士試験で網羅することは現実的ではないことから、資格を得、行政書士登録した後に、日本行政書士会連合会において行っている研修の受講等により常に専門性を備えておくべきものと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
44	<p>行政書士の業務に国際業務が増えており、また、他試験との差別化及び試験の専門性向上という鑑定からも、国際私法等も試験で問うた方が良いと考える。</p> <p>また、行政書士は告訴状等の作成も業務として行えることから、刑法・刑事訴訟法も試験で問うべきである。近年、行政書士が犯罪を行ったという報道を度々目にするが、刑事系の法律を試験で問うことにより、行政書士自ら犯罪を行うことを防止するというのも目的の一つである。</p> <p>そして、行政書士試験では、行政法として行政事件訴訟法が問われているが、これは民事訴訟法の知識なくして真に理解をすることは困難であることから、民事訴訟法も試験で問うべきであるとする。</p>	<p>行政書士が業として扱う手続等の範囲は幅広く、個別業務に必要な専門知識について行政書士試験で網羅することは現実的ではないことから、資格を得、行政書士登録した後に、日本行政書士会連合会において行っている研修の受講等により常に専門性を備えておくべきものと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
45	<p>今回、従来科目たる一般知識を包含した「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」に改正し、行政書士法や戸籍法、住民基本台帳法等を追加するという件に関して、一部賛成する。</p> <p>賛成理由としては、行政書士が業際問題で懲戒や逮捕に至る原因の一つに、自己を規律する行政書士法の知識不足という点にあるものと考えられるからである。</p> <p>しかし、これだけだと、まだまだ行政書士試験の問題点を根本的に解決したとは言い難い。一部賛成と述べた所以である。これを機に、実務家登用試験としての色彩を帯びていくような改正をお願いしたいからである。</p> <p>ご存知のように、行政書士試験に合格したからといって、業務知識を獲得することは叶わず、登録後に個々で一から業務知識を獲得しなければならないことから、試験そのものが、皮肉にも、現状、顧客とのトラブルや業際違反行為を生み出す母体となっているように思われる。これらを解決するための試験改革に関する私見を述べたい。</p> <p>まず、実務能力に大して寄与しない一般知識を廃止。また、紛争当事者の代理人になれない行政書士に対し、過剰ともいえる行政法科目の問題数を縮減。</p> <p>これら縮減分を、定款作成など重要な業務知識となるにも関わらず、試験勉強の効率性から捨て問扱いされている会社法の問題数に割振るべきと考える。具体的には、択一問題は最低でも4問増加・5肢択一の科目も追加する。更には民法の記述式問題を一問にし、会社法に一問割振る。記述式問題を一問縮減する分、民法の択一問題を増加・5肢択一問題の追加でバランスを取る。</p> <p>更には、行政書士の代表的な業務である建設業・運送業・産廃業・宅建業等の許可書、農地転用、定款、補助金、契約書、遺産分割協議書の中から書類作成の記述式問題を2問出題する。</p> <p>試験構成も午前午後の試験時間に改変し、午前は択一・5肢択一問題、午後は記述式問題・申請書類作成記述式問題の出題に当てる。</p> <p>このように明確な改正をすることにより、合格後、実務家として活躍できるようになるだけでなく、国民の漠然とした行政書士に対するイメージの改善にも繋がるものとする。</p> <p>資格試験は、許された業務を過たず遂行する能力を測る事が本来の姿であり、その知識が業際問題を起こさせない自覚にも繋がるものとする。</p>	<p>行政書士が行政書士法に基づいて適切に業を行っていくためには、幅広い識見及び一般知識を備えている必要があると考えており、「一般知識」の出題を廃止する予定はありません。</p> <p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正や行政手続の複雑化やデジタル化への対応等、行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の更なる試験の見直しについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>なお、行政書士が業として扱う手続等の範囲は幅広く、個別業務に必要な専門知識について行政書士試験で網羅することは現実的ではないことから、資格を得、行政書士登録した後に、日本行政書士会連合会において行っている研修の受講等により常に専門性を備えておくべきものと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
46	<p>行政書士試験制度概要に関するパブリックコメント</p> <p>最近の行政書士試験は、60問で制限時間180分ですが、民法・行政法の記述式3問と一般知識（文章理解）2問を含みますので、1問当たり3分では到底時間が不足しています。今回のパブリックコメントの焦点となっている商法1問・会社法4問は一般知識以外では一番最後ですので、問題を読む事すらできずに2年連続で不合格となりました。行政書士試験からは完全撤退しました。あと司法試験・予備試験・司法書士試験の受験経験者には行政試験を受験できないような試験制度の見直しを要望させていただきます。試験時間が短すぎて実力が発揮できないのが行政書士試験の悲しい現状です。</p>	<p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正や行政手続の複雑化やデジタル化への対応等、行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の「試験時間」等を含む更なる試験の見直しについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>なお、行政書士試験は、年齢、学歴や国籍に関係なく誰でも受験が可能であり、この点に関する変更を行う考えはありません。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無
47	<p>行政書士試験の科目内容変更について賛成です。理由は、行政の多様な要請への対応力が必要と考えるからです。また、多くの士業への試験では、各士業法が試験科目に採用されています。（例、社会保険労務士法、司法書士法など）以上から賛成といたします。</p> <p>参考にさせていただきますと幸いです。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
48	行政書士試験受験者は、1年以上の準備期間で受験する者もいる。来年度からでは、準備期間が短すぎるのではないか。	<p>新試験の開始時期のご指摘については、現行試験において「一般知識等」の範囲内で出題しようとしていた行政書士法等行政書士の業務に必要な諸法令の知識を、「一般知識」、「情報通信・個人情報保護」及び「文章理解」とともにそれぞれの分野から毎年一題以上出題することを規定するものです。</p> <p>今回の改正は、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものであり、現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではないことから、令和6年の行政書士試験から適用することとしています。</p>	無
49	<p>記述問題の撤廃。廃止。 民法、行政法の出題数を増やす。 もしくは 刑法、労働基準法などを追加。 上記の法律の方が遥かに業務に役立つ。 記述は配点が大きすぎて負担でしかない。 合格させるつもりがない配点と採点。 採点者に左右されるのは平等ではない。 記述問題の出題を続けるのであれば、1問10点が望ましい。 記述で毎年不合格になっている受験生の身になれ。</p>	<p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正や行政手続の複雑化やデジタル化への対応等、行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の更なる試験の見直しについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p> <p>また、各試験科目における具体的な出題内容や配点等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
50	<p>弊社株式会社東京リーガルマインドは資格の専門学校として、38年以上にわたって行政書士試験対策講座を受験生向けに提供しています。</p> <p>今回発表されました行政書士法改正案について、「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」及び行政手続のデジタル化に関連する「情報通信・個人情報保護」等の各分野についてそれぞれ一題ずつ出題することを明記するという趣旨について賛成いたします。</p> <p>昨今行政書士に期待される役割が拡大されていることを踏まえて妥当な判断と考えております。</p> <p>ただし、来年からの実施ということで、出題の変更に対応しなければいけない受験生の皆さまにかかる負担に鑑みまして、以下の2点につきより詳細な情報を提供・周知いただくことを検討いただけないでしょうか。</p> <p>(1) 「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」について (a) 例示として行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法等行政書士の業務に必要な諸法令とされていますが、挙げられている3つの法令以外に出題対象とされる法令はありますか。 以前出題されていた税法や労働法関連も含むという認識で合っていますでしょうか。関連する法令となると民事訴訟法・不動産登記法なども対象となりうるのでしょうか。</p> <p>(b) 行政書士法に関して、以前は施行規則まで出題範囲とされていましたが、今後も同様でしょうか。 (c) 諸法令に関する問題の出題数の目安を公開いただけないでしょうか。</p> <p>出題範囲が明確にならないと、受験生としてはそれに対応するために学習範囲が著しく拡大せざるを得ないことになり、大きな負担がかかることが予想されます。 受験を検討している方がこれによって、受け控え（受験の断念）をしてしまうのではないかと懸念します。 できる限りの情報提供をお願いします</p> <p>(2) サンプル問題の公開について 今回の変更は出題方法の大きな変更になります。ついては、該当範囲のサンプル問題の公開をお願いします。</p> <p>受験を検討している皆様に、今後の学習に関する検討材料を与える趣旨です。安心して受験の準備を行ってもらうための措置としてぜひ検討をお願いします。</p> <p>以上 株式会社東京リーガルマインド代表取締役社長 反町雄彦</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>なお、「行政書士業務と密接に関連する諸法令」の範囲に関するご質問については、平成17年の前回改正においては「行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされうるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものであり、サンプル問題の提示についても同センターにおいて検討が行われるものと考えます。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
51	<p>一般常識の見直しは良いと思います。以前はクイズ問題であり、意味があるのかと疑問に感じてました。</p> <p>また、記述の採点基準が択一の点数により、操作しているのも直してください。 世間一般では閾採点と言われています。宅建のように上位%で合格点の変動のほうがまだましかと思っています。</p>	<p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p> <p>なお、ご指摘の相対的評価により合格者を決定することについては、行政書士試験は、行政書士に必要な知識及び能力を確認するものであり、採用は考えておりません。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
52	<p>他の士業資格試験の改正は行われているのでしょうか？ 行政書士試験だけが改正されているとすれば真の目的は何でしょうか？ 行政書士会会員の人数的なものなのでしょうか？</p> <p>そもそも論として、過去においては行政書士会への登録は任意であった時代もあります。 これが必須となった真相は政治の組織票獲得ではないでしょうか？ 本来であれば都道府県知事への届出で済み、多額の入会金等は必要のないものです。</p> <p>後段は本意見公募とは関係のない内容とは言え、この部分から見直すべきではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の内容は、今回の改正案に直接関係するものではないため、回答は控えさせていただきます。</p>	無
53	<p>行政書士は、あくまで、行政と国民のパイプ役として、国民の権利を守る立場にあります。 一般の国民が触れることの少ない法律を、行政書士が間に入って、多くの官公庁とのやり取りをスムーズに行い、国民の役に立つ責務が、行政書士には有ります。</p> <p>しかしながら、現在、多くの地方自治体では、行政法や民法はもちろん、最高法規の憲法でさえ、（自治体への入所）試験の科目として出題せず、面接のみで、自治体職員として採用しています。</p> <p>よって、行政書士にとっては、自治体職員をしっかりと説得して、許認可を得るため、これまでより、更にレベルの高い法律知識が必要になってくる、と思われれます。</p> <p>したがって、行政書士試験は、これまでの「絶対評価」で合格させるのではなく、「相対評価」で受験生を競争させて、合格者を決める方向に、変えるべきです。</p> <p>そして、「特認行政書士」の制度も、自治体職員の採用が、最高法規の憲法すら試験で試（ため）されていない以上、当該制度を厳格化 or 廃止していかないと、国民にとって不利益が生じることが明白だ、と考えます。</p> <p>どうか、行政書士試験を「相対評価」にし、「自治体職員が特認制度を使って行政書士になることを厳格化 or 廃止」して頂きます様に、一般の国民のために、行政書士試験について、私の意見をお聴きくださいいただきますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>ご指摘の相対的評価により合格者を決定することについては、行政書士試験は、行政書士に必要な知識及び能力を確認するものであり、採用は考えておりません。</p> <p>いわゆる「特認行政書士」（行政書士法第2条第6号）に関するご指摘は、当該事項が法律事項であり、今回の改正案に直接関係するものではないため、回答は控えさせていただきます。</p>	無
54	<p>行政書士法については、必ず出題するように改めたほうが良い。 士業として、自身の資格の根拠法令についての理解は必須と思われるため。</p>	<p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正等により行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も含め検討を行ったものです。</p> <p>行政書士法を必ず出題すると明記することについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
55	<p>試験の施行に関する定めについて賛成ですが、今後の試験において留意していただきたい点について、下記の通り述べさせていただきます。</p> <p>今回の改定にて、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する法令とありますが、具体的にどの法令のどの条項の部分が出題されるのか、出題範囲を明確にさせていただきたいです。</p> <p>現在私は行政書士試験に向けて勉強中の身であり、過去に出題された問題についても勉強をしているところです。一般知識等についていささか試験問題として不適当ではないのかと思われる問題が散見されます。政治・経済・日本における諸制度についての知識を問う問題の出題については、一般知識として一定の理解は得られるかと思いますが、特定の作家の著書を当てる問題や、墓地に関する法律の知識を問う問題や防犯カメラに関する判例知識を問う問題といった、行政書士業務に関係するとは思えないような問題が散見され、おおよそ実務と試験対策の勉強が大きく乖離しているのではないかと云々を得ません。</p> <p>また、基礎法学や文章理解型の問題において、著作権法上の理由で過去問題書籍に掲載されず、過去問演習が不可能な問題が散見されます。再利用性に乏しい一般著作を使用するのであれば、せめて過去問書籍でも掲載可能なように国の側から働きかけていただけないでしょうか。</p> <p>別の提案として、各行政機関が作成したインターネット上から誰でも閲覧が可能な行政文書から出題を行うという方法が挙げられます。出版する側においても著作権法に抵触せず、また受験希望者においても積極的に行政文書を閲覧するようになり、今後の受験者層の実力向上につながるのではないのでしょうか。</p> <p>最後に、今後出題を希望する問題として、どの業務が法令違反に該当するのかという業際問題の正確な知識を問う問題を挙げさせていただきます。実際、他士業についての規定を定めた個別法に違反する事例が散見されるため、このような知識を問う問題は今後毎回1問は入れてもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>なお、「行政書士業務と密接に関連する諸法令」の出題範囲に関するご質問については、平成17年の前回改正においては、「行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。</p> <p>また、各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご指摘の業際問題の知識については「行政書士法」の出題範囲に含まれるものと考えています。過去問題の掲載の点も含め、ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
56	<p>一般知識科目は範囲が広すぎ、受験生の負担があまりにも大きく、試験科目として現状では適切でないと考えるので、出題範囲を明確にする、出題数を減らす、又は試験科目から削除することを要望いたします。</p>	<p>行政書士が行政書士法に基づいて適切に業を行っていくためには、幅広い識見及び一般知識を備えている必要があると考えており、「一般知識」の出題を廃止する予定はありません。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
57	<p>行政書士試験合格を経て登録をした現役行政書士です。「行政書士法」が試験範囲に加わることに賛成します。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p>	無
58	<p>1. 試験科目の改正について、賛成します。</p> <p>2. 理由は試験と実務について乖離しているため、及び他の士業の職域（業際の問題）の観点から行政書士法を試験科目に入れることはやったほうが良いと考えます。</p> <p>また、住民基本台帳法、戸籍法についても行政書士には職務上請求権が認められていること、実務の観点から法体系は知っていても良いと考えるので改正したほうが良いと考えます。</p> <p>3. 行政書士試験に私は合格し、行政書士の登録を考えていますが、行政書士に期待される役割が広がっていること、役割の拡大に的確に対応するために「行政書士試験」において問うべき「行政書士の業務に関し必要な知識及び能力」の制度を良き方向へと担保するために、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力を試す方向として、行政書士業務（民事法務）の1として公正証書作成起案が認められている理由から民事執行法（196条以下参照）、隣接法律職であることから、民事訴訟法、民事保全法の知識を問うために試験科目に加えるべきものと考えます。</p> <p>4. 以上1～3の観点から隣接法律専門職にふさわしい行政書士試験へと試験制度の改正を折りに願っております。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>「民事執行法」等を試験科目に加えるご提案については、行政書士が業として扱う手続等の範囲は幅広く、個別業務に必要な専門知識について行政書士試験で網羅することは現実的ではないことから、資格を得、行政書士登録した後に、日本行政書士会連合会において行っている研修の受講等により常に専門性を備えておくべきものと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
59	<p>現在の試験の内容においては、一般知識(政治、経済、社会)とは名ばかりの、クイズ問題のような馬鹿げた出題が続いております。このようなクイズ問題は、行政書士業を営むにあたって不必要であり、行政書士に求められるべき能力でもありません。</p> <p>試験においては、この馬鹿げたクイズ問題を正答できなければ、いかに法律科目を正答できようとも、いわゆる足切りをされ、不合格とされてしまうような制度となっていて、試験センターは行政書士になろうとする者に対して、何を求めているのか理解に苦しみます。</p> <p>少なくとも、行政書士法という「行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とする。」でないことは明らかかと思料します。クイズ問題と国民の権利利益に、一体どのような相関があるのでしょうか。</p> <p>行政書士となる資格を有する弁護士、弁理士、公認会計士、税理士の試験には、行政書士試験のようなクイズ問題はありませぬ。法と判例と手続等に誠実に向き合うことを要求するものばかりです。しかし行政書士試験では、クイズ問題が問われてしまうのです。なぜでしょうか。</p> <p>このような疑問を持っておりましたので、本改正案にはおおよそ賛成します。付け加えて、法律系科目に誠実に向き合った受験者が、足切りなどされずに正しく報われ、行政書士として業を営む資格を得て、国民の権利利益の実現に資するようになることを願います。令和5年の試験からでもそうあってほしいと思います。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
60	<p>行政書士となるのに相応しいかどうかを見極める試験としての行政書士試験には3つの知見があるかどうか測れていないと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 13省庁が管轄する行政文書および許認可の種類・類型・特徴ならびに監査対応(行政調査対応) 日本の歴史や文化背景について 民主主義的思考や倫理・道徳的観念について <p>これら3つの知見が欠如した人が行政書士となった場合、日本の社会にとって好ましい影響を及ぼすとは考え難いため、試験内容(特に一般知識)の改善が必要と思います。</p> <p>1. 13省庁が、管轄する行政文書や許認可の種類・類型・特徴ならびに監査対応(行政調査対応)の知見が必要な理由は行政書士として適切に職務を遂行する上で重要なものです。</p> <p>まず、釈迦に説法で誠に恐縮ですが、憲法によれば、行政権は裁判所の司法権と国会の立法権を除いた控除説が行政権であり、行政書士の業務範囲も、13省庁からなる行政の業務範囲から他の資格の独占業務以外が対象範囲であるため、かなりの広範囲なものが対象となります。</p> <p>しかし、現状では行政書士のほとんどが、建築業・運送業・入国管理等の国際業務・飲食業や風俗営業関係の4つの分野にばかり集中しています。</p> <p>元来、上記以外にも、警察が摘発しなかった事件を検察に告発状を送付して告訴を求めると、医療機関の許認可や定期的な監査を求めると、文科省管轄の学校や宗教法人の許認可および監査を求めると等、経産省管轄の半導体の卸業者が談合をしていたり、カルテルが結ばれていないかの定期監査を求めると、他にも裁判所の書類や過去の重要裁判資料の適正管理を求め、行政から裁判書類のデータ化の業務の許可を申請する業務(これについては、高い法律知識が必要なため、行政書士が許可を取り、顧客に任せずに自ら担う方が良いかもしれません)など、さまざまな業務で、未だ行政書士が活躍できていません。</p> <p>これらの知見があるかどうかを見極めるために、一般知識などで13省庁に、どのような行政文書や許認可があるのかを問う問題があつて然るべきだと思います。</p> <p>2. 日本の歴史や文化背景についての知識が必要な理由は、日本で法律を扱う業務をする以上、当然重要だと思います。また、中国やロシアなどの他の国では日本の歴史を扱わないため、国籍要件の必要ない行政書士になり、外国の方々が業務を行う上でも、日本の歴史や文化背景に配慮したアドバイスを顧客にすることが求められる場面もあるはずだと思います。</p> <p>3. 民主主義的思考や倫理・道徳的観念については、やはり日本は民主主義の国であるため、この根底のルールを侵したり、それを脅かす目的を背景に許認可業務をされると日本にとって好ましくない結果をもたらすことになると思います。以上のことから行政書士試験の試験内容に一部追加し、今よりさらに行政書士として相応しい知見を測る試験となることを心より願っております。</p> <p>どうかご検討よろしくお願い致します。</p>	<p>各試験科目における具体的な出題内容等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	<p>無</p>

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
61	<p>今回の行政書士試験の変更は、「内容」については概ね賛成である。</p> <p>ただし、「政治・経済・社会」の分野は、およそ行政書士となる資質を問うこととはかけ離れた出題が目立っており（山崎豊子の作品を問う問題、郵便局とコンビニのどちらが多いかを問う問題など）、試験委員の作問の裁量による愚問の発生のリスクを考えると、「政治・経済・社会」の分野からの出題は廃止すべきと考える。</p> <p>次に、新試験の開始時期であるが、2024年度からというのは、あまりにも急であり、民間の受験指導校や、それを利用する者にとって、影響が大きすぎると考える。</p> <p>民間の受験指導機関の中には、すでに講座を開始しているところもあり、また、その利用者もいることから、受験指導業界や、その利用者に対する不利益は計り知れないものがある。</p> <p>受験指導業界や、その利用者の不利益を最小限におさえるため、2025年度の試験から実施すべきと考える。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p> <p>新試験の開始時期のご指摘については、現行試験において「一般知識等」の範囲内で出題しようとしていた行政書士法等行政書士の業務に必要な諸法令の知識を、「一般知識」、「情報通信・個人情報保護」及び「文章理解」とともにそれぞれの分野から毎年一題以上出題することを規定するものです。</p> <p>今回の改正は、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものであり、現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではないことから、令和6年の行政書士試験から適用することとしています。</p>	無
62	<p>令和4年度行政書士試験の合格者です。意見を述べさせていただきます。</p> <p>現在の一般知識等の「政治・経済・社会」については行政書士業務とあまり関連性が薄いと思われるものも出題されており、改正案の「行政書士業務と密接に関連する諸法令」に変更されることには大賛成です。</p> <p>「行政書士業務と密接に関連する諸法令」には行政書士法はもちろんですが、実務に直接関係がある諸法令には、建設業法、産業廃棄物処理法、出入国管理及び難民認定法、道路運送車両法、食品衛生法、等々多数存在します。</p> <p>こういった諸法令から出題されるのが行政書士業務および社会的ニーズに沿っているものと思います。</p> <p>なお、現在出題されている「政治・経済・社会」からも時事問題に特化して、一般常識として数問出題されるのも良いと思います。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>なお、「行政書士業務と密接に関連する諸法令」の出題範囲については、平成17年の前回改正においては「行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。</p> <p>また、各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
63	<p><意見の趣旨> 改正案には概ね賛成であるが、行政書士の業務に関し必要な基礎知識に関しては、政治・経済・社会に関する知識が含まれることを、引き続き条文上明記すべきである。また、本改正に伴いどの範囲が試験の出題範囲から除かれ、または出題数を削減すべきかについては、明確な指針を示すべきである。</p> <p><意見の理由> 行政書士試験は例年多くの者が受験するため、本改正案については意見募集の段階で多くの憶測が流れている。</p> <p>行政書士試験の内容について、従来は「一般知識等」の範囲内で出題されようとしていた行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法といった諸法令については、実際には全くと言って良い程出題されてこなかったことから、本改正はこれらの出題範囲を法令科目に移し、確実に出題されるようにすることが主な目的であると理解しているが、平成17年以降、行政書士としての業務に必要な不可欠なこれらの法令が事実上ほとんど出題されてこなかったのは異例の事態であり、意見提出者は、こうした改正の目的については賛成するものである。</p> <p>しかし、具体的な改正案においては、行政書士法が出題されるべき諸法令として明記される一方、「政治・経済・社会」という文言が規定から削除されていることから、行政書士試験における受験業界では、行政書士法等が出題内容に追加される代わりに、政治・経済・社会に関する出題が無くなるのではないかという憶測が流れているところ、従来の「一般知識等」から行政書士法などを除いた「基礎知識」からの出題数が、従来の「一般知識等」と同様の14題とされていることから、このような憶測はおそらく誤解であろうが、このような誤解を招く表記の改正は不適切であり、「基礎知識」においても政治・経済・社会の分野が出題対象となることは引き続き条文上明記すべきである。</p> <p>仮に、政治・経済・社会の分野からの出題を必須としない趣旨で本改正を行うのであれば、代わりに「基礎知識」の範囲からどのような内容を出題すべきなのか、条文上明記すべきであるし、行政書士の業務範囲は広く、その業務を行うにあたっては政治・経済・社会に関する一般教養は不可欠であることから、これらの分野を出題対象から事実上外す趣旨であれば、そのような改正には強く反対する。</p> <p>また、これまで事実上出題されてこなかった行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法といった法令を、法令科目46題の中で出題すべき法令に追加し、問題数自体の変更を行わないのであれば、代わりにどの範囲について出題範囲から除外し、または問題数を削減するのが大きな問題となるが、私見では、現在出題されている行政法総論の科目は、現在の行政法研究者の間ではほとんど支持されていない古典的な行政法概念についての理解を問う出題が多く、このような分野からの出題は不要であろうし、また地方自治法に関する細かい知識を問う問題についても、行政書士の業務を行うにあたり必要と言えるか疑問の余地があるため、これらの問題に代えて行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法などの問題を出題するものとするのが相当と考える。</p> <p>いずれにせよ、行政書士試験は毎年数万人にのぼる者が受験する試験であることから、出題範囲の変更はその趣旨を明確にし、行政書士試験を受験しようとする者に無用の混乱を与えないよう配慮することが必要であり、法令科目における出題範囲の見直しについては、「行政書士試験の施行に関する定め」の条文に明記できないのであれば、その基本的な考え方を、別途指針として公表すべきであると考えている。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご指摘の「政治・経済・社会」については、条文には明記されませんが、引き続き一般知識の分野において出題しようものと整理しています。</p> <p>また、「行政書士業務と密接に関連する諸法令」の出題範囲に関するご質問については、平成17年の前回改正においては、「行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
64	<p>行政書士の認知度及び社会的地位の向上において、試験問題の改正は急務であるといえる。司法書士試験で司法書士法が1問出題されるのと同様、行政書士試験で行政書士法が1問限定であれば、出題されることは賛成だ。</p> <p>しかしながら、行政書士業務と密接に関連する諸法令を出題することには懸念が残る。数年に一度、戸籍法や住民基本台帳法が出題されることはともかく、出入国管理法・風営法・建設業法等の実務法令からの出題は避けるべきだ。</p> <p>行政書士の開業希望者ですら、選択する仕事の分野によっては全く必要のない知識であり、まして、行政書士試験受験者の大半が開業しないことを考えれば、従来出題されてきた陳腐な知識を問う出題は避けたい。</p> <p>行政書士は、司法書士や税理士とは違い、仕事が多岐に渡るため、特に基礎知識では、断片的な知識の差で合否が左右されないよう、より普遍的な問題が好ましいと考える。</p> <p>具体的には、基礎知識の半数以上の問題は文章理解で構成されるべきで、国際化の今、文章理解に英語が出題されていないことには強い疑問を感じる。</p> <p>国家一般職レベルの英語の文章理解問題も複数問出題すべきではないか。</p> <p>顧客の意図を明確に理解するための文章理解能力だけでは足りず、民間企業のSPIや公務員試験の数的処理や判断推理などの思考系の問題を基礎知識として出題してはどうか。</p> <p>昨今、一般知識等で出題された日本の島の名前を問うような問題は、隣接法律職の試験として全く相応しくなく、今後このような出題は二度とされるべきではない。</p> <p>行政書士業界の高齢化が進む中、民間企業や公務員を目指す法学部生、ロースクール生などの若者にもっと認知され、受験してもらえるよう、特別な対策が必要な出題（マイナー法令やゴールデンタイムのクイズ番組で扱われるようなクイズ問題）は、受験者確保の観点から極力避けるべきである。</p> <p>最後に、法令科目について。</p> <p>2006年度の行政書士試験改正で、総務省が発表した『（試験）改正の考え方』においては、特に法令科目について、「理解力、思考力等の法律的素養」を重視することが打ち出された。</p> <p>それから、約20年近くが経過しているにもかかわらず、未だ行政書士試験は単純な条文知識を問う問題が多数を占めており、到底目標が達成されているとはいえないように思う。</p> <p>令和6年以降の行政書士試験では、実務の特性上、特定の知識の有無を試す試験ではなく、より事務処理能力を問う試験に移行されることを切に願う。</p>	<p>「行政書士業務と密接に関連する諸法令」の出題範囲については、平成17年の前回改正においては「行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされうるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。したがって、「出入国管理及び難民認定法」等は諸法令には含まれません。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p> <p>また、各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
65	<p>1. 総務省告示-行政書士試験の施行に関する定め-第三 試験方法-三「～省略～行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式及び記述式とし～省略～」について</p> <p>【意見結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記述式ではなく、論文式を導入すべき。 ・試験会場に用意した端末を操作して受験するCBT（Computer Based Testing）方式を導入すべき。 <p>【結論に係る理由】</p> <p>①記述式としている趣旨・目的が現行試験からみえない。どんな行政書士像を創ろうとしているのか、不明瞭であり、仮に、記述能力や法令理解力を問うものとするのなら、論文式で己の主張力、構成力、論理力を測っていく方が望ましいものとする。</p> <p>②手書きの書士業務よりも、現代社会では、電子機器での許認可申請書や契約書作成などの権利義務に係る書類作成の方が断然多い。デジタル社会に見合った方式に変えるべきで、いつまでも古い考え方からは脱却が必要。今後はデジタル代書屋として、デジタル書類を扱う、デジタル社会を担う士業にならなければいけない。</p> <p>③司法試験も2026年導入するとのこと。</p> <p>2. 要件事実の知見に関する問題数を増やした方がよい。</p> <p>(A) 後見・相続・婚姻・離婚関連に関し行政書士業務であるとしても関わらず、民事調停法、家事事件手続法などの法令知見を問う問題がないので、こういった分野からの問題を増やした方がよい。</p> <p>(B) 行政書士業務では、対個人の方との取引もあることから、消費者契約法や景表法などの法令知見も必要であることを鑑みて、試験科目に入れておく必要もあり、更には、行政書士法と独占禁止法（資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方）も関連することから、こういった知見を問う問題が必要であるとする。</p> <p>(C) 他の法律系資格試験の、文章理解などの問題は消えつつあり、時代にそぐわない。行政書士実務業務の能力担保は、「法令」知見の広さと深さであり、文章読解等の能力は「法令問題」で担保し得る。</p> <p>(D) 行政書士法や他の士業法令など業際問題について、合格後の浅い研修のみに依拠し、修習制度もない中では、やはり行政書士法の問題出題のボリュームは上げる必要がある。補助金申請に関し（「助成金」の定義も言えない行政書士実務家がいるほど）、民間事業者に独占業務を荒らされているにもかかわらず、声をあげられない行政書士ばかり産まれているので、己の業務の関する法令くらいはしっかり学び合格いただきたい。</p> <p>よって、文章理解の設問よりも、行政書士業務に関連する法令が増えつつある昨今の社会情勢を踏まえ、「行政書士と密接に関連する諸法令」の問題のみでよい。</p>	<p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正や行政手続の複雑化やデジタル化への対応等、行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の「論文式」の導入や「民事調停法」等を試験科目に加えること等については、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>行政書士試験におけるCBTについては、他士業試験の動向等を踏まえ、今後検討していくべき課題と認識しておりますが、現時点で導入の予定はありません。</p> <p>また、各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
66	<p>1. 総務省告示-行政書士試験の施行に関する定め-第二 試験科目-二「～省略～及び文章理解の中から～省略～」について</p> <p>【意見結論】 文章理解は不要と考える。 「行政書士と密接に関連する諸法令」のみでよい。</p> <p>【結論に係る理由】</p> <p>①文章読解力や文章論理力の能力については、法令科目（判例問題（空欄補充や判旨順序選択））で能力担保を問える。 ②以下のA～Hの観点から、文章理解の問題数を維持するよりも、行政書士業務と密接に関連する法令の問題数を増やした方がよい。 (A) 告訴状作成業務に関連する刑法・刑事訴訟法（刑事法に係る事実認定及びその事実評価法含む）の知見のない行政書士実務者が多いので、刑事法分野の問題数を増やした方がよい。 (B) 行政書士が許認可申請業務に関連し、各業法分野を扱うが、行政刑罰や罰則規定に関する「構成要件の考え方」や「刑法総則分野」の知見がない行政書士実務者が多すぎて、日行連がいう「街の法律家」としての能力担保が取れていないので、刑事法に関する知見問題があった方がよいと考える。 (C) 行政事件訴訟法は、行政事件訴訟法第7条により民事訴訟法の例によるとし、民事訴訟法の知見がベースとなるものだが、行政事件訴訟法を試験科目とする意義・趣旨を強化する必要性から民事訴訟法に関する知見問題があるべきと考える。 (D) 行政不服審査に関連する業務として、「構成要件」「要件事実」という定義や概念も知らずに、更には、主張・抗弁などの争訟の攻撃防御方法も知らずに行政書士業務として審査請求業務を行い得るのは、能力担保の観点から消費者への期待ニーズに添えていく損失リスクもあるため、民事法・行訴法に係る要件事実の知見に関する問題数を増やした方がよい。 (E) 後見・相続・婚姻・離婚関連に関し行政書士業務であるとしているにも関わらず、民事調停法、家事事件手続法などの法令知見を問う問題がないので、こういった分野からの問題を増やした方がよい。 (F) 行政書士業務では、対個人の方との取引もあることから、消費者契約法や景表法などの法令知見も必要であることを鑑みて、試験科目に入れておく必要もあり、更には、行政書士法と独占禁止法（資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方）も関連することから、こういった知見を問う問題が必要であると考える。 (G) 他の法律系資格試験では、文章理解などの問題は消えつつあり、時代にそぐわない。行政書士実務業務の能力担保は、「法令」知見の広さと深さであり、文章読解等の能力は「法令問題」で担保し得る。 (H) 行政書士法や他の士業法令など業際問題について、合格後の浅い研修のみに依拠し、修習制度もない中では、やはり行政書士法出題のボリュームは上げる必要がある。補助金申請に関し（「助成金」との相違と定義も言えない行政書士実務家がいるほど）、民間事業者に独占業務を荒らされているにもかかわらず、声をあげられない行政書士ばかり産まれているので、己の業務の関する法令くらいはしっかり学び合格いただきたい。 よって、文章理解の設問よりも、行政書士業務に関連する法令が増えつつある昨今の社会情勢を踏まえ、「行政書士と密接に関連する諸法令」の問題のみでよい。</p>	<p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正等により行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も含め検討を行ったものです。</p> <p>行政書士が行政書士法に基づいて適切に業を行っていくためには、幅広い識見及び一般知識を備えている必要があると考えており、同知識の問題を「行政書士業務と密接に関連する諸法令」に限定する予定はありません。</p> <p>また、「刑法」等の出題に関するご提案については、行政書士が業として扱う手続等の範囲は幅広く、個別業務に必要な専門知識について行政書士試験で網羅することは現実的ではないことから、資格を得、行政書士登録した後に、日本行政書士会連合会において行っている研修の受講等により常に専門性を備えておくべきものと考えています。 いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p> <p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	無
67	<p>行政書士法第1条には行政書士の制度の目的として「行政に関する手続の円滑な実施に寄与する」と記載されている。また、平成22年12月20日最高裁判所第一小法廷の宮川光治裁判官の補足意見は行政書士法の立法趣旨に従い「行政書士法1条の2第1項では「官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類」とあり、文理上、「事実証明に関する書類」とは、「官公署に提出する書類」に匹敵する程度に社会生活の中で意味を有するものに限定されるべきものである」と述べている。</p> <p>つまり、行政書士の書類作成業務とは、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するために、他の法律においてその業務を行うことが制限されていない「官公署に提出する書類」または「官公署に提出する書類」に匹敵する程度に社会生活の中で意味を有するものに限定されるのである。</p> <p>そこで「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」とは、行政に関する手続の円滑な実施に寄与する行政書士の書類作成業務である「官公署に提出する書類」または「官公署に提出する書類」に匹敵する程度に社会生活の中で意味を有するものに限定されるものに密接に関連する諸法令といえる。</p> <p>「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」を出題範囲とすることは賛成である。しかし、「行政書士試験の施行に関する定め」の一部改正について 概要 には、行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法等行政書士の業務に必要な諸法令を「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」とし、と記載されているが、行政書士業務と密接に関連するものとして、戸籍法、住民基本台帳法よりもむしろ「官公署に提出する書類」の主力業務である許認可における風営法、建設業法、入管法、道路運送車両法、貨物自動車運送事業法等のほうがこれらより密接に関連する諸法令といえる。よって、風営法、建設業法、入管法、道路運送車両法、貨物自動車運送事業法等も出題範囲に加え、さらに本改正に明記すべきであると考え意見提出をする。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正や行政手続の複雑化やデジタル化への対応等、行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の「建設業法」等を出題範囲に加える等の更なる試験内容の見直しについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
68	<p>試験内容に行政書士法は必要だと思えます。合格後に独立できる資格でありながら今迄試験に行政書士法等の業務に係る関係法令が入っていないのは疑問でした。業務内容が多岐にわたるため行政書士法等の関係法令は必須かと思えます。また、政治・経済・社会の分野については、範囲が広いうえに歴史的な内容や業務にあまり関わりのない内容が多く、そのため対策が難しく勉強していない受験生が多いのに足切りの制度がとられています。その辺りの内容を業務に繋がる最近の社会問題に変更する方がよいと思えます。</p>	<p>総務省案に賛成のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
69	<p>【意見】 1 ① 「情報通信」と「個人情報保護」は、行政書士の実務との関連が薄く、行政手続のデジタル化に関連するとしても、行政書士試験において出題しなければならないほどのものではないと考えます。無論、行政書士として必ず抑えておくべき知識ではありますが、前者は登録入会后、業務に関する研修等で、後者は同じく倫理研修等で対応すれば足りると思えます。 ② 「行政書士の業務に関連する一般知識等」から「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」に変更されるのであれば、ここで出題される知識は行政書士が業務を行うにあたり必要な知識でなければならないはずですが、しかしながら、「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」（具体的には行政書士法のほか、戸籍法、住民基本台帳法）は、行政書士が業務を行うにあたり必要な知識とは言えないと思えます。戸籍法、住民基本台帳法については職務上請求書の不適切・不正使用を抑止しようとの趣旨かもしれませんが、もしそうだとすると、戸籍法、住民基本台帳法の知識と、職務上請求書の適正な使用との間にそれほどの関連性があるとも思えず、むしろ必要なのは、その職務上請求が本当に職務上必要なかを適切に判断するための、個々の業務に関する知識であると思えます。行政書士法については、同法を出題するのみでは効果が薄いと思えます。行政書士法において重点的に抑えるべきなのは、主として業務に関する知識（他士業の職域を侵犯することによる不祥事の抑止）であると思えますが、行政書士の職域が基本的に他士業の業務を除いた残り全ての書類作成という形態をとっている以上、行政書士法を学んだだけでは行政書士の職域を正しく把握することはできず、これを正しく把握するためには、弁護士法をはじめとした他士業法を網羅することが必要となるので、行政書士法を出題するのみでは、さほど意味があるものとは言えないからです。 ③ 逆に、許認可業務において必須である「会計」と「実地調査に基づく図面類の作成」に関する知識が出題されないことこそ問題と考えます。「財務諸表を読めない」、(図面に関し)「読めない・測れない・描けない」行政書士が存在し、そうした行政書士が不十分な知識のまま、一般的に規模が大きく責任も重い許認可業務に就くことの危険性を考えると、行政書士会としては大変強い危機感を持たざるを得ません。特に実地調査に基づく図面類の作成は、行政書士法第1条の2第1項に明記された法定業務であって、これに関する知識が試験で問われないことに対して大きな違和感を抱いているところです。 2 本改正の理由は「制度の改正、役割の拡大に的確に対応するため」とのことですが、それならば行政書士試験の難易度は引き上げられてしかるべきであり、「本改正は現行試験の内容及び出題範囲を変更するものではない」との考え方は、理由との間で矛盾を生じています。現行の行政書士試験は実務との乖離が大きく、難易度も実務で求められるレベルに達していないため、試験合格・登録だけでは実務に全く対応できません。また、登録・入会后の行政書士会による研修で実務に対応できるまでにスキルを引き上げることは現実的に困難です。行政書士試験の見直しにより、実務に必要な知識を出題し、適切な難易度を設定することで、真に行政書士が国民の権利利益の実現に資する国家資格者となることを目指す必要があると思えます。 また、資格内資格という国民から見ての「分かりにくさ」の解消、及び、行政書士全体のスキル向上による更なる国民への貢献のためにも、行政法の難易度を引き上げたうえで、新行政書士試験に合格した者は特定研修を修了したものとみなす規定の導入も必要と考えます。 3 「制度の改正、役割の拡大に的確に対応するため」との改正の理由については極めて妥当であり、全面的に賛成するところですが、今回の改正案は、その崇高な目的と、採ろうとしている手段との間に大きな乖離があるように感じます。当該目的達成の手段たる本改正の内容は目的との関連性が薄いか、または実効性が乏しいと言わざるをえず、このまま本改正を実行しても、形だけの改正に終わってしまう恐れが大きいと思えます。そして、当行政書士会として最も危惧するのは、前回改正から18年を経て今回の改正が行われることで、次回改正までまた20年近く行政書士試験の改善進歩の歩みが止まってしまうことです。逆に、今後も引き続き行政書士試験の改善のための検討を行い、必要な改正を実施していくのであれば、今回の改正について異存はありません。 「行政書士試験の施行に関する定め」の改正については、令和6年4月1日からの施行に拘らずに検討を続けるか、本改正後も本来あるべき行政書士試験の姿について時間を置かず検討を続け、更なる改正を行う必要があると思えます。</p>	<p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正や行政手続の複雑化やデジタル化への対応等、行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の「許認可業務」において必須の知識等については、行政書士が業として扱う手続等の範囲は幅広く個別業務に必要な専門知識について行政書士試験で網羅することは現実的ではないことから、資格を得、行政書士登録した後に、日本行政書士会連合会において行っている研修の受講等により常に専門性を備えておくべきものと考えています。</p> <p>なお、今回の改正時期については未定ですが、ご提案の更なる試験の見直しについては、まずは本改正による効果等を踏まえ、また、各方面からの意見を踏まえて検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p> <p>また、各試験科目における具体的な出題内容等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものと考えています。ご意見は同センターにお伝えいたします。</p>	<p>無</p>
70	<p>行政書士法の職域については、例えば登記業務など、行政書士業界が職域を逸脱して恥をかくことのないよう、しっかり出題していただきたい。 登記業務については、単に不動産登記法の文言のみならず、関連先例や法務省民事局通達などをよく理解していることが必要となるものであり、そう簡単ではないからである。 また、一般知識として個人情報保護法が出題されているが、個人情報保護法の特別法であるマイナンバー法も出題が必要である。 行政書士も個人番号関係事務実施者となりうるし、個人情報保護法と同様の漏えい等報告書の作成を委任されることもありうるからである。</p>	<p>各試験科目における具体的な出題内容や出題数等の試験の運用については、一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて適切に検討がなされるものでありますが、「マイナンバー」に関する知識については「情報通信・個人情報保護」の出題範囲に含まれるものと考えています。</p>	<p>無</p>

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への反映の有無
71	<p>御省の改正案に概ね賛成します。</p> <p>行政書士試験に「行政書士法」の出題は必須と考えます。</p> <p>なぜなら、試験合格後に行政書士法を勉強する機会がほとんどなく、個人の意思に委ねられているのが現状です。</p> <p>行政書士会の研修会は行政書士の実務などを中心に行われるため、行政書士法のことを取り上げることはありません。</p> <p>私たち行政書士は、日々の業務を行う際に隣接する他士業の縄張りを侵害していないか意識しながら業務を行っています。いわゆる「業際問題」です。</p> <p>残念なことに行政書士が他士業の業務を行ったこと等を理由に懲戒処分が多くなされてきました。</p> <p>したがって、行政書士になろうとする受験生に対し、行政書士がどのようなことができ、やってはいけないことなどを行政書士法や行政書士業務と密接に関連する諸法令を学ぶことで理解を深めてほしいと考えます。</p> <p>以上の考えを踏まえ、御省の改正案に賛成です。</p> <p>最後に一点補足すると「行政書士業務と密接に関連する諸法令」について、具体的に明記してほしいです。</p> <p>なぜなら行政書士の取り扱う業務は他士業に比べ広範に及んでいるからです。</p> <p>受験生の負担を軽減するためにも出題範囲は明確にしてほしいです。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>「行政書士業務と密接に関連する諸法令」の出題範囲については、平成17年の前回改正においては、「行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。</p>	無
72	<p>別紙1「行政書士試験の施行に関する定め」の改正案（新旧対照表） 二頁目 改正後 第三条 試験の方法 第三項</p> <p>出題の形式については、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式及び記述式とし、行政書士の業務に関し必要な基礎知識は択一式とする。</p> <p>【意見】 行政書士の業務に関し必要な基礎知識は「択一式」ではなく、「多肢選択式」もしくは「穴埋め記述式」が良いと私は考えております。</p> <p>【理由】 私は、令和元年度試験の受験者および合格者ですが、受験当時に行政書士法に触れる機会はありませんでした。それは市販の書籍に載っていないから。なぜ載っていないかというと、試験に出ないからです。</p> <p>今から成ろうとする行政書士を規律する法が試験に出ないことに疑問を感じていたため、今回の改正は基本的に賛同しております。</p> <p>しかし、その出題方法である「択一式」の場合、条文をしっかりと読み込むことはなくても5分の1の確率で正答することができます。</p> <p>行政書士を目指そうとする者は、行政書士法を書けるぐらいの理解と気概があってもいいのではないかと感じ「択一式」ではなく「多肢選択式」もしくは「穴埋め記述式」を提案させていただきました。</p>	<p>総務省案に概ね賛成のご意見として承ります。</p> <p>今回の改正は、行政書士法の累次の改正や行政手続の複雑化やデジタル化への対応等、行政書士に求められる役割が広がっていることから、こうした変化に的確に対応するため「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」について、各方面からの意見も踏まえ検討を行ったものです。</p> <p>ご提案の「試験方式」を含む更なる試験の見直しについては、まずは本改正における効果等を踏まえ、また、各方面からの意見も踏まえ検討が行われるべきものと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の改正の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	無

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	告示案への 反映の有無
73	<p>別紙2の改正点には、行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法「等」行政書士の業務に必要な諸法令を「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」としてあるが、例示された行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法の3法以外、例えば、従前出題されていた税法や労働法などが出題されることがあるのか、試験科目が「諸法令」では、あまりにも広すぎるので、具体的な法令名を明記してほしいと思います。</p> <p>また、現行規定の「一般知識等」の括弧内に列挙していた「政治・経済・社会」を削除し、今後は、改正後の「一般知識」の分野において出題しうるものと整理するとあるが、この「一般知識」は、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」としての一般知識を意味するのか、それとも、現行のように、行政書士の業務とは全く関係のないものが、「一般知識」として出題されるのか、「一般知識」の具体的な内容について、教示いただきたいと思います。</p>	<p>「行政書士業務と密接に関連する諸法令」の出題範囲に関するご質問については、平成17年の前回改正においては、「行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）」、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「労働法」及び「税法」を削除するとともに、これらについては「一般知識等」において知識を問う出題がなされうるものとしていましたが、今回の改正も現行の試験の内容及び出題の範囲を変更するものではありません。</p> <p>「一般知識」の意味については、行政書士試験が、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力を問うもの（行政書士法第三条第一項）であることによりご理解ください。</p>	無